

浪江町農業委員会総会議事録 (令和 6 年 6 月定例会)

1 開催日時 令和 6 年 6 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分 から 午後 2 時 34 分

2 開催場所 浪江町役場 2階 202会議室

3 出席委員 (11人) 欠席委員 (0人)

会長	4番	佐々木 茂夫	(出)
会長職務代理者	1番	原田 良一	(出)
委員	2番	鈴木 敬二郎	(出)
	3番	山本 幸一郎	(出)
	6番	小澤 英之	(出)
	7番	柴野 正男	(出)
	8番	菅野 富美恵	(出)
	9番	中野 弘寿	(出)
	10番	紺野 宏	(出)
	11番	神長倉 正満	(出)
	12番	若月 芳則	(出)

4 出席農地利用最適化推進委員 (11人)

浪江地区担当	緒形 亘	津島地区担当	木幡 一郎
浪江地区担当	川島 優	津島地区担当	関場 健治
幾世橋地区担当	上田 順一		
請戸地区担当	脇坂 薫		
請戸地区担当	荒川 勝己		
苅野地区担当	藤田 一宏		
苅野地区担当	田中 静夫		
苅野地区担当	高田 秀光		
苅野地区担当	横山 良男		

5 議 事

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	1 件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	1 件
議案第3号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対し審議の件	1 件
議案第4号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (所有権移転)	2 件
議案第5号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (使用貸借権設定)	1 件
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 (地上権設定)	2 件

6 事務局職員

事務局長	金山 信一
事務局次長	長沼 和也
事務局係長	国分 丈典
事務局員	吉田 奈津子
事務局員	西谷地 勝成

議長

それでは、只今より 6 月定例会を開会いたします。
ただいまの出席委員数は 11 名でございます。また、推進委員数は 11 名でございます。定足数に達しておりますので、会議を始めます。
まず、本日の議事録署名人を指名いたします。先に通知しておりましたとおり、12 番若月委員および 1 番原田委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番、
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番 及び
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番について、関連しておりますので一括審議としてよろしいでしょうか。
(異議なしの声)
それでは一括審議といたします。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番、
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対し審議の件 地上権設定 1 番 及び
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件 使用貸借権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。(議案書 1-1 ページ 1 番、2-1 ページ 1 番、5-1 ページ 1 番読み上げ)
1-13 ページ差し替え (追加・差し替え資料⑥)
②播種・植え付けの部分にクロマツの苗は 2 年苗を植樹する旨、追記しています
④無農薬栽培のため、農薬剤不使用の件が追記されています
⑥具体的な販売先を追記しています
新たに⑧として、鳥獣害対策について追記いただきました。
それに関連し、レイアウト図に防除ネットの位置について図示した図面を追加でご提出いただきました (追加・差し替え資料⑦)
5-43 ページ差し替え (追加・差し替え資料⑧)
販売金額の推移について、金額の修正がありました。
収入の雑収入に計上されていた 10 万円は、営農協力金の項目へ修正がありました。
また、認定農業者の認定証が漏れていましたので、追加で配布します。

本件は、営農型発電設備設置の申請で、パネルの下での営農者が、〇〇町の認定農業者である(株)〇〇〇、パネル設置に係る 区分地上権設定 と支柱部分の一時転用については、東京都の(株)〇〇〇という事業者になっております。
先月、現地調査時点で位置出しができておらず、また、現地にきた事業者が申請者でも代理人でもない事業者で、委任状を持参していなかったことから現地調査ができませんでした。そのため継続案件となっております。

申請地の位置について 5-8、5-9 ページをご覧ください。川添南上ノ原〇〇の北側に位置する畑で、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

5-26 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

5-11、5-12 ページをご覧ください。図のようにパネルの下の農地でサツマイモを栽培する計画となっております。それ以外の農地ではクロマツを植栽する計画となっております。

一般基準の資力についての確認は、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

当委員会のガイドラインで提出を求めている書類については、5-52 設備の保守に関する契約書、5-59 ページが確約書、5-60 ページが調整状況報告書。追加・差し替え資料⑧の 5-43 ページが当該地での収支計画書となっております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員 浪江川添地区担当の緒形です。
こちら継続案件です。〇〇さんの方は変わらず、高齢のため戻って管理することもできないので事業者さんをお願いしたいとのことでした。
現地調査の際に〇〇〇さんに直接お会いして、聞き取りいたしました。
周辺の環境整備などは契約している〇〇〇さんの方で行うとのことと、川添の長ネギ管理耕作組合長の〇〇さんときちんと挨拶をして、近隣のトラブル等がないようにするとのことでしたので、ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 昨日、現地調査を行いました。今緒形推進委員からお話がありました通り、最初の計画に周辺のネットや柵の記載がなく、今回差し替え資料の方に追記があるので、現場で出された意見についてはクリアされているという感じがしました。
パネル管理者はデベロッパ、設置者が〇〇〇、営農するのは〇〇〇さんと、所有者が〇〇さんと。ちょっと複雑だなという印象を受けたのと、あと〇〇〇さんと私は一度もお会いしていないのですが、〇〇町の方から一度も来られずに、本当に営農できるのかなと私個人は思っていました。資料等については特に不備はないと思っております。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長 事務局、地元推進委員の説明が終了しました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
休議します。
(使用貸借権の設定期間について)
再開します。

議案第 1 号 1 番についてですが、浪江町内において営農型太陽光発電施設で行うサツマイモ栽培の事例がなく、権利設定の期間（使用貸借権の期間）を 3 年間とすることで採決を採ります。

賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第 1 号 1 番については、権利設定の期間を 3 年とすることで承認を与えます。

つづきまして、議案第 2 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第 2 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、議案第 5 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。よって議案第 5 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対し審議の件 1 番についてですが、委員本人が関わっておりますので、浪江町農業委員会会議則第 18 条の規定により、○番○○委員の退席を求めます。

暫時休議します。

（○○委員退席）

再開します。

議案第 3 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対し審議の件 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局

説明いたします。（議案書 3-1 ページ 1 番読み上げ）

申請地の位置について 3-8、3-9 ページをご覧ください。常磐道東側、立
とうしょう

野の 東 照 神社の北西にある農地となります。

農地の種類は、東側に広がる 10ha 以上の一団の農地と接続していますので、第 1 種農地となります。第 1 種農地は原則転用ができませんが、飼料用作物のロール置場という使用用途から、農業用施設事業に該当しますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力につきましては、通帳の写しを提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、土地の形状等変えるものではありませんので、日照、周辺農地への影響もないものと考えられます。

土地利用計画図について、3-11 ページをご覧ください。飼料作物を 2 段積み置き保管する計画となっています。

本件は 3,000 m²以下の農業用施設事業ですので、当委員会が許可権者となります。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

横山推進委員 立野地区担当横山です。
6月19日に〇〇さん宅に電話を入れました。飼料作物をロール状にし、そこに保管しておくというような話の内容です。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 6月14日に会長をはじめ各委員で現地を視察して参りました。
飼料用のロールを加工すると、将来立野地区を含めた公益、営農に貢献する部分も多々ありますので、問題は無いと判断しました。ロールを2段にして保管するというご説明でございます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑無し)

質疑無しと認めます。

それでは採決に入ります。採決は起立により行います。

議案第3号1番に賛成の委員の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。よって議案第3号1番に原案のとおり承認を与えます。

ここで〇番〇〇委員の入室を認めます。暫時休議いたします。

(〇〇委員入室)

再開いたします。

つづきまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し審議の件 所有権移転 1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書4-1 ページ 1 番読み上げ)

4-2 ページ差し替え (追加・差し替え資料②)

申請日の相違、収受印を押印したものへ差し替え

4-5 ページ差し替え

現地調査時に指摘があり、「7 その他参考となるべき事項」に隣接する道路、水路の草刈り・維持管理について追記

4-6 ページ差し替え

① の冒頭、「被設定人」を「譲受人」へ訂正しています

4-15 ページ差し替え

候補地③の地番「25-1」を「21-5」へ訂正しています

本件は、(株)〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置にかかる申請です。

申請地の位置について 4-8、4-9 ページをご覧ください。国道 114 号線の浪江 IC 入口から 300m ほど西へ進み、そこから南へ入ったところの農地です。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。

4-12 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、特段問題ないと考えられます。

当委員会で提出を求めている書類については、4-39 ページから設備の保守に関する契約書、4-42 ページが調整状況報告書となっております。

確約書については、日付の修正依頼をしておりましたが、本日までに提出がありませんでした。

今回、譲渡人が申請後に死亡したことが判明しました。申請後に死亡した場合、相続人が申請上の地位を継承するものとして処理することができするため、申請は有効となっております。ただ、誰がそれを継承したのかを確認する必要があります。

県より、承継人の申立書の提出をいただき、承継した旨の内容を確認することが妥当であるとの指導がありました。また、相続登記が完了していないため、承継する者が真正な権利者であり、所有権移転が確実に行われるか確認するため、戸籍謄本や相続相関図などの書類の提出を追加で求めておりました。

6 月 18 日に申請代理人の行政書士より、本日までの提出が難しいと連絡があり、確認ができないところです。

説明は以上です。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原担当の高田です。
譲渡人〇〇さんとは 5 月 19 日面談をし、確認をいたしました。今回申請地である田を 2 筆売却する旨を確認しましたが、本人が 5 月 25 日に亡くなりました。相続人は、弟〇〇さんの予定で行政書士が書類を作っている最中でございます。

譲受人〇〇さんは 6 月 16 日電話で確認をいたしました。〇〇さんは現在会社員で、副業として不動産賃貸業の会社を経営しているということです。太陽光発電事業は北海道、千葉県の二カ所で行っているということです。今回は〇〇〇さんからの紹介で土地購入、発電事業を行う申請であることを確認いたしました。草刈り等何かありましたら〇〇さんの会社から〇〇〇さんの方に指示しますとのことでした。よろしくご審議ください。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 引き続き現地確認に行ってまいりました。

まず、資料 4-10 公図で申請地は 2 筆〇、〇番でございます。こちらの方は、〇-〇 〇〇さんの土地を通らないとだめというような段差がありまして、通行できないというようなこともありました。添付資料として通行許可証はいただいていると報告を受けております。以上です。よろしくお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

はい、6 番。

小澤委員 先ほど相続人が、将来的には確約できていない、確認できていないというふうなお話がありました。従って、この案件が継続か、太陽光発電施設が設置できるかどうかというところが、書類が提出された後でもう一度検討すべき案件ではないのかなと思います。

議長 只今 6 番から意見がございました。
あと、4-28 の土地売買契約で〇〇さんと〇〇〇さんの契約書が 1 つあったということと、それが 2023 年 12 月 15 日ですから、昨年 12 月に契約があったと。
そしてもう一方で、4-31 で今度は〇〇〇さんから〇〇さんにまた同じく 12 月 26 日でまた契約があったと。よって、10 日も経たないうちにまた契約してると。
しかしながら農業委員会の会議の中には、〇〇さんと 4-33 ページに出てくる〇〇さんで上がってきているけども、契約が変わっているところですね。
もう一方では、5 月 25 日に亡くなっているということなので、それについてもこの前に資料が作成されて申請上がっているから、6 番委員が言ったようにしっかりと書類提出してもらってという意見ですね。

それでは、本日までに求めている追加資料の提出がなく、死亡した申請人の地位を承継する者の確認ができないことから、申請書内の事業の確実性が不明なため、継続審議とすることよろしいでしょうか。

(異議無し)

それでは、議案第 4 号 1 番については、継続審議とします。

つづきまして、
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
所有権移転 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 4-1 ページ 2 番読み上げ)

申請地の位置については、4-53、4-54 ページをご覧ください。旧浪江中学校入口から、250m ほど東へ進んだところにある農地です。
都市計画用途区域内の農地で第 3 種農地のため、原則転用許可となり、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題

ないことを確認しております。
土地利用計画図について、4-56 ページをご覧ください。北側に隣接する宅地の併用地とあわせて、貸住宅 12 戸と駐車場、物置の設置という計画となっております。
公共下水道への接続を行うため汚水は問題ありません。また、排水、日照についても周辺の農地への影響は特段ないと考えられます。
本件は 3,000 ㎡以下の非線引き用途区域内農地の事業ですので、当委員会が許可権者となります。
説明は以上となります。よろしく願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

緒形推進委員 浪江川添地区担当の緒形です。
本件に関しましては、譲渡人が 6 名いるのですが、代表〇〇さんに 6 月 13 日に連絡しました。避難先が皆さん県外でありまして、戻る予定もなく、管理等が難しいため、譲りたいとの意向をお聞きしました。
譲受人〇〇〇さんの担当には 6 月 13 日に同じく電話をいたしまして、12 戸のアパート 1 棟と駐車場、物置を建設予定だそうです。
目的は不動産投資で、排水等の処理について 6 月 14 日現地調査にて説明を受けました。こちら近隣が住宅地なのでトラブル等ないようにきちんと近隣の方に挨拶してから着工に入るとのことを説明いただきました。以上です。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

若月委員 6 月 14 日会長はじめ、関係委員、地元調査員揃って行って参りました。今説明ありましたように、境界とか、近所との話し合いの調整はついていっているように感じております。排水は、下水道に全部つながりますんで、なんら問題はないと思って見て参りました。皆様のご審議の程お願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 4 号 2 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 4 号 2 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
地上権設定 1 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 5-1 ページ 1 番読み上げ)
6-5 ページ差し替え (追加・差し替え資料③)

現地調査時に指摘があり、「7 その他参考となるべき事項」に隣接する道路、水路の草刈り・維持管理について追記しています

6-11 ページ差し替え

新設柱の位置の変更とフェンスの位置の変更になっています

6-31、6-32 ページ差し替え

印刷が不鮮明のため差し替え

公図（追加・差し替え資料④）

事務局で、議案書作成の際に漏れておりましたので、追加資料として配布いたします。

本件は、株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置に係る申請です。

申請地の位置については、6-9、6-10 ページをご覧ください。

先月、隣接する農地への進入路について、地元推進委員と事務局での説明に相違があったため、周辺農地への影響について審議することができず、継続審議となっております。

隣接する農地への進入路について、室原字〇〇-〇の〇〇氏と同〇-〇の〇〇氏からの通行についてご承諾をいただいたとのこと、本日差し替え資料③で配布しました 6-31 ページと 6-32 ページの承諾書を添付しております。

農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第2種農地に該当します。

6-14 ページをご覧ください。第2種農地は、当該農地に代えて、周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが、当該地しか適当な土地がなかったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。

一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。

また、提出された書類上は、排水や日照等、特段問題ないと考えられます。

土地利用計画図は、差し替え資料 6-11 ページをご覧ください。隣接する宅地を併用地として、野立ての太陽光発電設備を設置する計画となっております。

本件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議長

つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員

室原担当の高田です。

6号議案1について報告します。設定人〇〇さんとは6月3日面談いたしました。

〇〇さんとは6月4日に面談し、確認をいたしました。申請の内容の通りで問題は無いということです。また、この案件は先月からの継続案件であります。

先月の問題点は、境界線がはっきりしないということでしたけども、今回は草刈りもきれいにしてあって、境界線がわかるようになりました。

また、隣地の農地の道路がないということに対して、今回 2 人の通行許可証が取れましたし、耕作には何ら問題は無いと思います。よろしくご審議ください。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 この案件につきましてはですね、事務局、高田推進委員からご説明があった通りでございます。
あともう一つですね、継続審議になったときに草刈りについてどのように管理されるのかということにつきまして、フェンスを一回り小さくし、しっかり草刈り等の管理をするということで、懸念が解消されていると感じました。ご審議の程をお願いします。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第 6 号 1 番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第 6 号 1 番に原案のとおり承認を与えます。

つづきまして、
議案第 6 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対し審議の件
地上権設定 2 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 説明いたします。(議案書 6-1 ページ 2 番 読み上げ)
6-36 ページ差し替え(追加・差し替え資料⑤)
現地調査時に指摘があり、「7 その他参考となるべき事項」に周辺の道路、水路に支障がないよう、草刈りなどの管理について追記

本件は株式会社〇〇〇が関わる野立ての太陽光発電設備設置に係る申請です。
申請地の位置について 6-40、6-41 ページをご覧ください。国道 114 号線の浪江 IC 入口から 450m ほど東へ位置する農地です。
農地の種類は、周辺を宅地や山林に囲まれた小集団の生産性の低い農地となりますので、第 2 種農地 に該当します。
6-45 ページをご覧ください。第 2 種農地は、当該農地に代えて 周辺の他の土地では事業の目的が達成できない場合に許可できるものとなっておりますが、他の土地と検討したが当該地しか適当な土地が無かったという検討がされておりますので、立地基準は問題ありません。
一般基準の資力については、残高証明書を提出いただき、事務局で問題ないことを確認しております。
土地利用計画図は 6-44 ページをご覧ください。隣接する宅地と山林を併用地とし、野立ての太陽光発電設備を設置する計画となっております。
また、西側と北側に法面があり、6-43 ページに求積図もあわせて提出さ

れております。
提出された書類上、排水や日照、周辺農地への影響など特段問題ないと考えられます。
本案件は、福島県知事が許可権者となっておりますので、当委員会の意見を付して県へ進達いたします。
説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 つづきまして、地元推進委員の説明をお願いします。

高田推進委員 室原担当の高田です。
設定人〇〇さんとは6月16日電話にて確認をいたしました。
〇〇さんは現在山梨県に住んでおり、向こうで農業をしております。当面戻る予定は無いということです。今回、元の宅地と山林に太陽光発電施設を設置するために、屋敷内にあった小さな家庭菜園の農地が、この農地に対しての申請になります。
被設定人〇〇さんは6月16日電話にて確認をいたしました。
〇〇さんは現在税理士をしているということです。太陽光発電事業は、浪江町、南相馬市、田村市と3か所行っているということです。今回は〇〇〇さんからの紹介での申請となりました。
太陽光発電設備の底に全部防草シートを張るということで、保守管理等は〇〇〇さんが行う予定とのことでした。
なんら問題は無いと思い、よろしくご審議ください。

議長 つづきまして、現地調査委員の説明をお願いします。

菅野委員 今高田推進委員からご説明があった通りでございます。
6-44 ページ土地利用計画図をご覧くださいとわかるように、赤で囲んであるところが農地。〇-〇が宅地。そしてその西〇-〇は、現況が山林となっております。少し木が生えていて、勾配があるところですが、フラットにして、自然勾配を利用しながら側溝等に大量に水が流れないようにしていくとのことでした。書類上特段問題は無いと判断いたしました。ご審議いただければと思います。

議長 事務局、地元推進委員、現地調査委員の説明が終了いたしました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(質疑無し)
質疑無しと認めます。
それでは採決に入ります。採決は起立により行います。
議案第6号2番に賛成の委員の起立を求めます。
(起立多数)
起立多数であります。よって議案第6号2番に原案のとおり承認を与えます。

以上で、本日上程されたすべての議事が終了しました。

令和 6 年 6 月 20 日

開始時刻 午後 1 時 30 分

終了時刻 午後 2 時 34 分

議 長

議事録署名人(12 番)

議事録署名人 (1 番)